

雇用保障についての協定書

(以下甲という) と (労働組合)

(以下乙という) は、甲が事業の縮小や改変もしくは解散する必要がある場合において、乙の組合員の雇用保障について次のとおり合意し、協定する。

1. 甲は乙の組合員の雇用を保障することに努める。
2. 雇用保障による職種を決定するにあたって、甲は乙の組合員の学歴、職能および経験等を考慮するとともに、本人の意思を尊重する。
3. 雇用保障により異動する乙の組合員の賃金・諸労働条件について、会社はこれまでの賃金・諸労働条件を下回らないように務め、乙および本人の合意を得る。
4. この協定に規定された事項については、公正な理解と信義の原則により、甲、乙は誠意を持って履行するものとする。
5. この協定書に定めのない事項および疑義が生じた事項については、甲、乙双方による協議を十分に尽くしたうえ決定するものとする。
6. この協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までの3年間とする。期間満了60日前までに、いずれからも改定の申し入れがないときは、引き続き3年間更新するものとする。
7. 甲と乙いずれかが、この協約を改定しようとするときは、期間満了90日前までに改定案を添えて申し入れ、協議する。その際、期間満了に際して改定が成立しないときには、合意形成まで、それまでの協定が引き続き効力を有するものとする。
8. 甲と乙は、本協定書2通を作成し、代表者は記名捺印し、各一通を保管する。

年 月 日

甲

印

乙

印